

## 原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会会議録

### 招 集

令和元年6月27日(木) 午前10時 議会委員会室

### 出席委員(9名)

(委員長) 稲 田 清 (副委員長) 土 光 均  
石 橋 佳 枝 奥 岩 浩 基 尾 沢 三 夫 国 頭 靖  
戸 田 隆 次 中 田 利 幸 矢 田 貝 香 織

### 欠席委員(0名)

### 説明のため出席した者

伊澤副市長

【総務部】 辻部長 永瀬防災安全監

[防災安全課] 三木課長 藤谷主査兼危機管理室長 大塚調整官 戸崎係長

【福祉保健部】 景山部長

[健康対策課] 清水課長 仲田課長補佐兼健康企画担当課長補佐

### 出席した事務局職員

先灘局長 長谷川次長 安東主任

### 傍 聴 者

安達議員 伊藤議員 岩崎議員 岡田議員 門脇議員 又野議員 三嶋議員  
報道関係者0人 一般3人

### 報告案件

- ・原子力防災対策について

### 協議事件

- ・広域避難先施設等の視察について

~~~~~

### 午前9時59分 開会

○稲田委員長 ただいまより原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を開会いたします。

本日は、当局より1件の報告がございます。原子力防災対策について当局の説明を求めます。

藤谷防災安全課危機管理室長。

○藤谷防災安全課危機管理室長 防災安全課危機管理室長の藤谷でございます。原子力防災対策につきまして、資料に基づきまして2点報告させていただきます。

第1点目が、今年度の安定ヨウ素剤事前配布の予定についてでございます。資料(1)の安定ヨウ素剤事前配布の概要でございますが、安定ヨウ素剤は原子力災害時における放射性ヨウ素による甲状腺被曝の予防または軽減を目的としました医療用医薬品でありまして、原子力災害発生時に避難が必要となった場合は一時集結所で配布をいたしますが、UPZ内にお住いの方で、諸事情によりまして一時集結所で受け取ることが困難で、事前配

布を希望される方につきましては、昨年度から事前配布を行っております。(2)今年度の実施予定についてでございますが、今年度につきましても昨年度と同時期、同様の要領での実施を予定いたしております。現在県と調整中でございます。昨年度は8月に申請受付を行いまして、UPZ内の富益・河崎・住吉の3カ所の公民館を会場といたしまして実施をいたしました。今年度の会場につきましては、昨年度実施しました3カ所の公民館以外のUPZ内の公民館を選定する予定といたしております。住民への広報につきましては、昨年度、UPZ内の公立小中学校の全児童・生徒へのチラシ配布、UPZ内の公民館・幼稚園・保育園等へのチラシの設置、広報よなごへの掲載、報道提供などを行っておりますが、今年度はこれに加えまして、UPZ内自治会への班回覧や、SNSを活用しまして周知を図っていく予定といたしております。なお、配布事務につきましては、昨年度は防災安全課がしていましたが、今年度から健康対策課が担当となります。(3)その他の欄に記載してございますが、国におきまして安定ヨウ素剤に関しまして、原子力災害対策指針及び安定ヨウ素剤の配布・服用に当たっての改正案のパブリックコメントを5月9日から6月7日まで実施をいたしております。この改正案におきまして、WHOガイドライン2017年度版で、「40歳以上の者への安定ヨウ素剤の服用効果はほとんど期待されていない」とされていることから、40歳以上の者は安定ヨウ素剤を服用する必要はない旨の記述がなされておりますが、40歳以上の方への事前配布の方針につきましては、この改正結果を踏まえまして、今後県と協議をしていく予定といたしております。

第2点目は、広域住民避難計画の一部変更についてでございます。原子力災害時における県東部・中部への避難経路につきまして、経路の一部であります米子ICから米子自動車道に乗る経路を、国道181号から避難退域時検査会場を經由して溝口IC・江府ICに乗る経路に変更いたしております。避難経路につきましては、避難対象地区によりまして3つの避難経路が計画をされております。資料の図の下の、変更前というところを見ていただきますと、経路1といたしまして、国道431号から国道9号、山陰道を東進する経路。経路2といたしまして、国道181号から米子南ICで山陰道に乗りまして、米子ジャンクションから米子道を通って蒜山ICでおける経路。経路3といたしまして、国道181号から米子南ICで山陰道に乗りまして、米子ジャンクションから米子道を通って中国道津山ICでおける経路がありますが、島根県側の避難者と合流いたしまして渋滞の発生が予想されることや、避難退域時検査会場、伯耆町のB&G海洋センター・江府町立総合体育館でございますが、ここで検査を受けてから避難するほうが、安全かつ合理的でありますため、経路2、3の米子南ICから山陰道・米子自動車道への経路を変更いたしまして、国道181号から避難退域時検査会場を經由して、溝口IC・江府ICで米子自動車道に乗る経路に変更したものでございます。なお、この経路変更は県の広域住民避難計画にはまだ反映はされておきませんが、島根原発関係自治体の2県6市での協議で決定済みのものでございまして、米子市広域住民避難計画の修正として加えているものでございます。

報告、以上でございます。

**○稲田委員長** 質疑に入りますが、よろしいでしょうか。

当局の説明が終わりました。委員の皆様からの御意見をお伺いします。

先ほど、大要2点の報告がございましたが、まず1点目の安定ヨウ素剤についてから順

にいきたいと思いますので、1点目の安定ヨウ素剤について質疑のある委員の皆さんはお願いいたします。

土光委員。

**○土光委員** 一つは、去年の場合、事前の希望の申込書の中に、理由が4つぐらいあって、どこかに丸して、例えば「なかなか取りに行けない」とか。ちょっと今メモがないですけど、そういった、どういう理由でというのを希望するときに、丸とかその他で記載させて希望すると。そういうやり方をしていたと思うんですけど、今年もあの辺の文面は変わらないんですか。その辺に関してはどういうふうなことになっているんでしょうか。

**○稲田委員長** 戸崎防災安全課係長。

**○戸崎防災安全課係長** 現在のところ県とチラシの内容について協議をしているところなんです。申請書については、まだちょっと詰め切れていないところがございます、そこについてはまだ決まっております。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** これは要望なんですけど、この希望をするときに、去年のような希望をするときの理由を記して申請する、そういうやり方をすると、何か特別な理由がないとなかなか申請できないみたいな、そういう印象を受けます。で、市民の方にも、これを見ると「自分には関係ないや」みたいに思って、なかなかそういう理由で申請しない例があったということも聞いています。だから、もう少しこれ安定ヨウ素剤、米子市としてもなぜ事前配布、事前に受け取ってもらうことが必要なのか。必要性とかをきちっと周知して、余り去年の理由の欄を、私は意味がなかったと思うので、その辺のところはもう少し工夫というか配慮をしてほしいというふうに思いますので、要望としてこれを受け取ってください。引き続きいいですか。

**○稲田委員長** どうぞ。

**○土光委員** それから、広報に関してなんですけど、④の「広報」で、白丸4つ。説明のときに、チラシを班回覧をするという、その記述あってもない感じですよ、どこにある。

(「上にあります。」と声あり)

**○稲田委員長** 今年度は班回覧を追加する。で、今見られてるところは昨年度、参考として載せられている。

(「あ、失礼しました。」と土光委員)

**○稲田委員長** 大きい1の(2)の中ほどに、「昨年度実施したものに加え、UPZ内自治会への班回覧やSNSを活用した」と。

**○土光委員** わかりました。去年は班回覧そのものもしなかったんでしょうか。

**○稲田委員長** 戸崎防災安全課係長。

**○戸崎防災安全課係長** 昨年度は班回覧は実施しておりませんで、こちらの「参考」の中の④番「広報」に書いてある内容のみをやっております。

**○土光委員** わかりました。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 去年の例で、UPZ圏内の住民で、こういった説明会をして事前配布があることを知らなかった、後で知ったみたいな、そういう例がありました。自治会のいわゆる班回覧とか、それも回って来てなかったということで。多分チラシの準備の関係でできな

かったという経緯があったというふうに昨年も思っています。だから、そういった班回覧か、できたら私、班回覧って一部だけを回覧するだけかな。それとも、一枚ずつを渡すのを前提でチラシを準備するのか。私としては、各班に一枚で見てくださいじゃなくて、基本的に全部受け取ってくださいという形で住民の数だけ準備して、あとどう回すかは多分自治会によっていろいろやり方があると思うんだけど、一応やる側としては、住民全員にチラシを配るという前提で、つまりそういう部数を準備した方が私はいいと思うのですが、その辺はどうですか。

○**稲田委員長** 永瀬防災安全監。

○**永瀬防災安全監** 土光委員の御趣旨としては理解いたしますが、全世帯に配ることを自治会にお願いするという、していただくことという必要性がありますので、それは御意見として伺って、今後の検討の中で考えていきたいと思えます。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** だから、自治会側がそういったことが実施できるということであれば、担当のほうとしては、そういうふうな形をお願いする。つまり部数の準備をするということによろしいでしょうか。

○**稲田委員長** 永瀬防災安全監。

○**永瀬防災安全監** しっかりとその辺は自治会に今後相談していきたいと思っています。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** それから(3)の「その他」で、今、国が安定ヨウ素剤の配布に関して新しい指針を出して、ここに書いてますことをパブコメがあって、まだ最終的に決定ではないという状態だということはここに書かれています。特にこの中の記載で、「40歳以上の者は安定ヨウ素剤を服用する必要はない」というふうな、案ではそういう記述が実際あります。これは、最終的に決定してこれが確定した後、県と協議をするということですが、改めてそのときでもいいとは思いますが、例えば、この記述が確定すると、米子市でもそれを受けて事前配布とかで、ある意味で40歳以上は要りませんよとか、希望しても渡しませんよとか、そういったことがあり得るのですか。今の時点で、どういうふうにそれは考えているのでしょうか。

○**稲田委員長** 永瀬防災安全監。

○**永瀬防災安全監** 今のところのこの改正案をもう少し詳しく読んでみますと、いずれにしてもただし書きが残ってまして、希望者には配布するということを考慮するってということが記述されている。そこは残っている。そうして考えますと、今後、国のほうがどのような解説書、指針を示すかに関わらず、その旨の議論というのは県としっかりとしていきたいと思っています。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** これに関する議論なんですけど、実は今言われたように、案の段階でも、「40歳以上は必要ない」という記述がありますけど、ただ、別に数が十分だったら配ることは構わないと、そういう記述もあったと思います。それからもう一つは、原子力規制庁がそういう案を出しているのですが、40歳以上は必要はないという根拠が実は曖昧です。多分パブコメでもその辺に関するパブコメが出ています。だから、最終的にどう決まるかのときに、それを評価するときに、この必要ないというふうに言っている根拠は

実は曖昧だということ。私、実は東京に行って原子力規制庁の担当と直接そういうやりとりをして、そういうことがわかりました。だから、これを米子市として、国の最終的な案がどうなるかわかりませんが、これに関しては必要ないとされる根拠も実は曖昧なので、それも米子市として十分確認して、まあ県の段階だと思いますけど、それで県としても最終的に方針を決めてほしいと思います。少なくとも国は、40歳以上を配ったらいけないとか、そういうことは今でも言っていないので、そこは十分検討してから最終的にやり方を決めてほしいと思います。それから、あともう一つ。この指針の中に、今はいわゆる説明会方式でやっていますよね。説明会をもって、希望者を募って、説明して終わる。これとは別個に、配布率を上げるとか利便性を上げるために、いわゆる薬局方式。薬局に常備して、市民が都合のいいときに出かけて、薬局で説明を聞いて、問題なければ配布する。この指針の中にはそういったやり方も考えられるとかいうふうに触れていると思いますので、今後、米子市でも来年も続いてこういった事前配布やと思います。この指針の中身を受けて、そういった方式も検討してほしいというふうに、これ要望ですけど、思います。

**○稲田委員長** よろしいですか。ほか、ございますか。

石橋委員。

**○石橋委員** 3つほどお伺いします。先ほどの土光委員とのやりとりの中でありましたけど、速やかに受け取ることができない4つの理由以外の人でも希望すれば受け取ることができる、というふうに先ほどのやりとりの内容は理解しましたけど、そうですか。この4つに限定ではなくて。

**○稲田委員長** 戸崎防災安全課係長。

**○戸崎防災安全課係長** 配布する対象者の該当条件としましては、原則、その資料の中の(1)「安定ヨウ素剤事前配布の概要」のところにも書いております4項目を想定してはおりますけれども、そのポツ4つ目としまして、「その他速やかに受け取ることができない合理的理由がある」ということを挙げておりますので、何か、こちらに挙げている以外に特別な理由がある方で受け取りが難しいという方がいらっしゃれば、柔軟に対応していきたいと思っております。

**○稲田委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** それは、やっぱり特別な理由ということですか。希望すれば、そして問診とかの結果でかなうのであれば受け取れるという条件はない。

**○稲田委員長** 永瀬防災安全監。

**○永瀬防災安全監** この安定ヨウ素剤の配布につきましては、いろんな副作用の話も、どこまでエビデンスがあるかどうかっていう問題はいろいろ議論があると思うのですが、慎重に国がその配布の仕方を解説書等を定めて、いろいろなことを慎重にされているところがあります。我々地域で配らせていただく者としては、その辺の国の考え方を確認しながら、最終的には配布主体であります県としっかりと協議して、利便を図るという意味合いにおいてどこまで対応が柔軟にできるのかというのは今後も考えていきたいと思っております。

**○稲田委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** 先ほど、数が足りれば40歳以上の人にも配布っていうことを考えるっていうこともあるじゃないか、という話に思えてます。数というのは、米子の場合、去年はどれだけ出て、そして今年も大体同じようなことなのか。どこでその数が決まってくるの

か。

○**稲田委員長** 戸崎防災安全課係長。

○**戸崎防災安全課係長** 昨年度の事前配布の配布実績といたしましては、25世帯69名に配布をいたしております。

(「そうだな、そう書いてあります、はい。」と石橋委員)

○**戸崎防災安全課係長** 対応可能な数といえますか、それがどのように決まるかということではございますが、これ、県のほうで手配はされるんですけども、特に調達が難しい、かなりギリギリのところまで調達しているという話は聞いてはおりませんので、もしそういった例えば40歳以上の方、そういった方から申請があった場合については、数がないので駄目ですということではなくて、その他のところを考慮しながら考えていきたいと思っております。

○**稲田委員長** 石橋委員。

○**石橋委員** それは、県のほうで大体想定されて用意をされるものですか。

○**稲田委員長** 戸崎防災安全課係長。

○**戸崎防災安全課係長** 安定ヨウ素剤については、県のほうで手配をいたします。

○**石橋委員** やっぱりもう一つ。

○**稲田委員長** 石橋委員。

○**石橋委員** もう一つお願いします。昨年も多分言ったと思うんですけど、UPZに住んでいない人でも、日中勤務とかあるいは学校、米子高専なんかはUPZ圏内にあるわけですが、長く滞在しているという例はたくさんあると思います。そういう人たちの場合、そこで働いているとか、ちゃんと通っているという証明があっても、これを受け取るとかということではできないわけですか。

○**稲田委員長** 大塚防災安全課調整官。

○**大塚防災安全課調整官** 安定ヨウ素剤を服用する指示が出る状況であれば、そういったUPZ圏内に勤めに来ておられる方というのは、当然避難命令が、自宅に退去してくれという命令が出ますので、実際その中でずっととどまって安定ヨウ素剤を飲む時点までおるといことは、なかなか考えにくいことだというふうに思っていますけど。従って、そういう議論をこれまでもさせていただきましたが、UPZ圏内に居住する方に限定させていただいているということでございます、事前配布の対象者はですね。

○**稲田委員長** 石橋委員。

○**石橋委員** どういう状態になるのかがちょっと想定するのは難しいかとは思いますが、速やかに圏外の自分のうちに帰れるかどうかというのは、なかなか難しいところではないかと思えます。ひょっとすると、そういう方たちもその地域の住民の人たちと同じように逃げて行かなくやいけなくなるのじゃないかと思ったりするんですが、そういう人たちの避難については、原則はどうなんですか。圏外の自分のうちに帰れということですか。

○**稲田委員長** 大塚防災安全課調整官。

○**大塚防災安全課調整官** 広域避難ということではなくて、とりあえずUPZ圏外に居住される方については自宅に帰っていただいて、屋内退避するのか、どこかに行ってもらえるのか。それは通常のUPZ圏内の方が鳥取県中部・東部に避難する行動とは違ってくると

思っています。

○**稲田委員長** 石橋委員。

○**石橋委員** どういう状況でどれほどの規模の事故が起きるのか、起きたのかということで、その辺はちょっと違って来るんじゃないかなあと。帰れるっていう条件があるかどうかということも大変なんだと思うんですけど、そういうときには、そこら辺の住民の人と一緒に動くっていうことのほうが、自然な動きになるんじゃないかというふうに思うので、これはまあ、ここの安定ヨウ素剤だけじゃなくて、避難訓練の中でもちょっと考えんといけんのんじゃないかなというふうには思います。以上でいいです。

○**稲田委員長** ほか、ございますか。

土光委員。

○**土光委員** 重ねてになりますけど、きょうの資料にありましたけど、申請するときの、どういう理由でという、この4ポツの文章がそのまま書かれていますよね。ちょっと見落としてて。ありますよね。どこかに丸して、その他は記述するというか。まず、結論から言うと、私この理由を書かせるという、理由を示すようなそういった項目は要らないと思うんです。今はUPZ圏内という限定なので、UPZ圏内の住民が希望すれば基本的にもう即対応する。そういうスタンスで私はいいと思っているんです。先ほどの答弁の中で、「特別な理由がある人に」という一つの理由として、副作用の問題とか言われましたけど、先ほどこの指針の中で、例えば今回の国の指針の中で、副作用についてどういう記述があるというふうに理解していますか。まあ、ちょっと先に言ってしまいます。前の指針と比べて今回の指針は、副作用についてはあまり問題ないというか、比較するとそういう内容になっています。具体的な文言は、「副作用が起きることは極めてまれ」という、そういう表現をしています。だから、基本的には副作用心配なくていいという、そういう国の指針にはなっています。ただし、過敏症とかそういった人にはきちんと対処しないといけないけど、普通の人に関しては極めてまれ。つまり、そういったエビデンスもあるというふうに記述をされています。だから、副作用云々のことでこの4項目設けて希望者を制限するみたいな、それは私は不要だと思うし、明らかにこの4点を見ると、普通の市民は例えば、障がい者・高齢者が緊急時、何か特別な理由がある人に希望してくださいと、そういう印象を受けてしまいます。普通の人には関係ないと思います。だから、これは私は必要がないと思います。国の指針の副作用に関しては先ほど言ったとおりです。「極めてまれ」という言い方で、国もそういう言い方を今もしています、ということです。

○**稲田委員長** 大塚防災安全課調整官。

○**大塚防災安全課調整官** 今、土光委員が言われますように、指針の中では極めて副作用はまれだということがございます。ただ、一方でこの安定ヨウ素剤の配布・服用に当たったの新しいものでございますけど、「副作用への対応」というのがありまして、「アナフィラキシーショックを含む急性のアレルギー反応が極めてまれではあるが、地方公共団体は救護所等で態勢整備や受け入れ可能な医療機関と連携等に努め、適切な対応を行う必要がある」という記述もございます。したがって、リスクはゼロではないということをごこで言っているというふうに我々は思っています。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** それに関して言えば、そういった体質の方、過敏症の方。そういうことに関

しては気を付けなければいけないという。それならば、なおさら事前配布が必要なんです。事前だったら、そのときにゆっくり時間的制約なしに医療機関とか相談できて、あなたはそういうことに対応するかどうか、ゆっくりできるわけです。だから、そういう意味ではむしろ事前配布を勧めたほうがいいんです。先ほどの記述のそういった、極めてまれだけど、そういった事柄から準備しないといけないのは、これはまさに緊急時のときです。緊急時は一時集結所に来て、もう時間的制約の中で配布するというか、十分その人が大丈夫かどうかという、そんな時間的余裕がないです。だから、そういうときに配布すると、一般的には極めてまれだけど、そういったことが起こり得るので、そういった準備も必要だという、そういうふうに書いているにそれは過ぎません。そういう準備が必要だということですよ。

**○稲田委員長** 永瀬防災安全監。

**○永瀬防災安全監** 土光委員の言われる趣旨がよくわかりました。その副作用がまれだっということに対して、冒頭の御発言では4つの選択肢というんですか、記載について、なくてもいいじゃないかという御趣旨だと思います。それに関しましては、そういった副作用がないということについて、この原則論を必要でないってというような国の判断が今後あるのかなのか。あるいは県が今後どういうふうな御判断をされるのかということについて、今、御意見があったことを県等に伝えまして、今後の協議に生かしていきたいと思えます。

**○稲田委員長** よろしいですか。

〔「はい」と土光委員〕

**○稲田委員長** はい。そういたしますと、次の2点目に移ります。広域避難経路の一部変更について、委員の皆様から質疑等あればお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○稲田委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** 一言だけ。はい、済みません。できるだけそういう渋滞を避けるように経路を考えられるというのはいいとは思いますが、これ、何度も言っていますし、何度も言いますが、避難の方法がやっぱり間違っているというか難しい、この方向には逃げたくないなと正直思います。南の方へ逃げて行くのなら、まだ納得がいくんですが、この地理的な条件、気象条件で、セシウムが流れていきやすいと言われている東の方に逃げるという設定は、どうしてもやっぱりうなずけないんですよ。で、他の2県6市の避難状況っていうのが全部どうなのかというのはよく知りませんが、松江の人たちは、一部、美保関や松江あたりは境港から越えて逃げられるでしょうけれども、南の方へ逃げて行くという想定、避難先が南の方になっているという、県外、想定もあるというふうに聞いていますけれど、そこら辺の避難先の話は、これはどうしようもなく変えようがないんですかね。

**○稲田委員長** 永瀬防災安全監。

**○永瀬防災安全監** 過去の2県6市でのさまざまな調整の中で、ベストかはわかりませんが、ベターな選択をされたのだと思います。例えば、メリット、デメリットって、逃げる方向で幾つかあると思います。例えば、山間部に向かって逃げるのが季節によってはデメリットになったりとか、いろんなことが考えられると思うんですけど。いずれにしても



しても西側ですね。松江市周辺の方々、結構、避難される対象人口っていうのはすごく多いと思います。いろいろな渋滞等も考え合せて、皆さんで南に逃げるというのが果たして合理的であったかどうかというのは、これまで十分議論されたんじゃないかと思うんです。鳥取県側で言いますと、一つだけメリットが、ほかにもあるかもしれませんが言えることは、全ての広域住民避難先というのが鳥取県内で完結するということは、鳥取県知事のいろんな号令のもと、いろんなことに対処していただけるという面も、メリットとしてあるんじゃないかなというふうに私は思っています。あとの理由というのはなかなかわかりませんが、いずれにしても、これまでいろんな議論の中で、米子のことだけじゃなくて、UPZ全部30km圏内全てを考えた上で、この組み合わせというのを決められたんじゃないかなと理解しております。

○**稲田委員長** 石橋委員。

○**石橋委員** 原発の事故が起きたときに、どういうふうに避難したら本当に安全かということについて言えば、いくらでも心配は切りがないし、どこまでも保証ができるかと言われたら、まあなかなか大変なんだというふうには思うんです。ただ、必要であれば県の中で完結するのではなくて、県外に交渉することも含めて検討すべきだというふうに思います。本当に、安全を守るという立場で考えていくと、やっぱりそれは必要でないかなというふうに思いますので、それだけ意見として申し述べます。

○**稲田委員長** 中田委員。

○**中田委員** これは関係自治体で協議して決定したということで、この分はね。実際こういうことが起きるとき、先ほどの議論でもないですけども、実際はさまざまな状況の中で判断して、東なのか南なのかというのは臨機応変に考えないといけないというのが本来だと思うんですね。問題は、こういうことがきちっと流れるかどうかというのは、これ、以前も私、発言したことがありますけど、誘導が単なる誘導だけではなくて、ある程度の規制が働くかどうかですね。で、結局オペレーションをどういう全体の組織体系の中で、臨機応変にそのオペレーションを組み立てるのかとか、そういう規制がどういう体系できちっとさせることができるのか。例えば逃げ方とか、緊急車両の動きなんかいくと、西側に入って来る車両を規制をかけんといけないとか、さまざまなことが起きると思うんですよ。これはもう、例えば警察機構だとかさまざまところと統合的に判断できるオペレーションがきかないと役に立たないってことになると思うんですけど、そういう面での協議というのはされているんですか。

○**稲田委員長** 永瀬防災安全監。

○**永瀬防災安全監** これは主に県のほうが国とも相談されながら考えていらっしゃるんですけども、今ご指摘のとおりソフト的なところ、例えばそういった体制をどういう配備可能か。あるいは信号の制御をどう考えるとか。幹線をなるべく青信号を長くして通りやすくするとか、そういったことは今後考えられるようなことをお聞きしております。あとは、これは国土強靱化ではないですけど、ハード面がどうなっていくとか、そういったことも今後時間はかかるかもしれませんが、考えることはたくさんあるのかなというふうに思っています。

○**稲田委員長** よろしいですか。ほかございますか。

国頭委員。

○**国頭委員** 米子インターからすぐ乗るんじゃないなくて、江府・溝口インターまで行くということにするということですよ、米子市は。その周知方法というのは、今後住民の人には、「米子インターで乗るんじゃないなくて、江府・溝口まで行くんですよ」という周知というのは、どうやってしっかりと周知していくのか。

○**稲田委員長** 戸崎防災安全課係長。

○**戸崎防災安全課係長** このたびの米子市の広域住民避難計画の修正、現在修正の作業中ではありますが、そちらのほうにこの新しい経路を載せております。それとあわせて、県のほうで毎年発行しておられます原子力防災パンフレット。こちらのほう、31年度版にはちょっと新しい経路は載っておりませんが、また年度末に発行されます令和2年度版、こちらのほうには新しい経路を載せていただくということで、こちらにつきましては市内の全戸配布をしておりますので、そういった形で周知をしていこうと思っております。

○**稲田委員長** 国頭委員。

○**国頭委員** パンフレットに載せるということなんですけど、なかなかパンフレットって読む人と読まない人があるので、こういったことはしっかりと住民説明会、地区に、しっかりと落とししていくように、説明会等を機会があるときにしっかりときれいなといけないなと思っておりますので、よろしく願いをいたします。以上です。

○**稲田委員長** よろしいですか。ほか、ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** ないようですので、原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を暫時休憩いたします。

**午前10時35分 休憩**

**午前10時36分 再開**

○**稲田委員長** それでは、原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を再開いたします。

次に、広域避難先施設等の視察についてを議題といたします。お手元に1枚ものでしょうか、簡単なものをお配りさせていただいております。最初に概要だけ申しますと、日程についてまず案1、案2を用意させていただいております。それから、2「視察内容について」、避難退域時検査会場、いわゆるスクリーニング会場というのを想定しております。それから避難先施設2カ所程度、これ倉吉市内。3つ目に、鳥取県原子力防災担当部局との意見交換会を同じ倉吉市内で予定しております。なお、スケジュールの時間を午前10時から17時と、目安として載せさせていただいております。特にですね、視察内容3つ掲げておりますが、2つ目と3つ目を必須という扱いにさせていただいて、あとは時間配分によっては、スクリーニング会場については説明だけ。現地に寄らずに説明だけになる可能性があるということをお含みおきいただきたいと思っております。それで、まず日程でございますが、案1、案2とございます。事前に事務局から意見を聞かれたかとは思いますが、改めてここでお諮りさせていただきたいと思っております。挙手ということに、それとも、私はもうどちらかということに、全員がそろっていただければいいんですけれども。

○**土光委員** はい。希望を言えばいいんでしょう。1か2かでしょう。

○**稲田委員長** 1か2。

○**土光委員** 私としては1を。

○**稲田委員長** 1を希望される。

○**土光委員** はい。

○**稲田委員長** 石橋委員。

○**石橋委員** 1です。

○**稲田委員長** 尾沢委員。

○**尾沢委員** 私は2がいい。1はもう入っていますので。それでもし、やられるようでしたら欠席させていただきます。よろしくお願いします。

○**稲田委員長** じゃあもう確認で手を挙げてやりましょうか。可能な日は、済みません、だから2回挙げる方がいても、よしとさせていただきます。案1でよし、いけますという方は、挙手をお願いします。尾沢委員以外ですね。はい、おろしてください。次、案2でいけるという方、もう一度挙手をお願いします。じゃあ、案1で決定させていただきます。よろしくお願いします。詳細な時間は、また追って事務局より連絡させていただきます。案1でございます。そして内容につきましては、先ほど申しました、最終的には副委員長あるいは相手先と調整させていただいたものと時間を添えてお示しさせていただきます。次になんですけれども、事前に質問事項を集約させていただきたいと思います。質問事項と申しますのは、視察内容の3つ目でございます、鳥取県原子力防災担当部局との意見交換会がございますので、ここで、きょうもいろいろと出ましたよね、避難経路について。ということを実際に県の担当者と意見交換する場。ほかの内容でももちろん結構でございますので、締め切りを7月12日。繰り返します。7月12日までに事務局安東さんのところまでお寄せください。よろしくお願いします。予定されていたものは以上でございます。

土光委員。

○**土光委員** この意見交換会に関してなのですが、視察をするからそれに関してということはもちろんだけど、もう一つ、せっかく県の担当が来るので、以前この委員会で、これから何をしようかという中で、県の専門家会議の役割とか、それについて直接県から話を聞こうということになってたと思います。だから、この機会にそれも含めての意見交換会というふうな位置づけにしてほしいです。だから、質問内容もこの避難計画云々のことだけではなくて、県の専門家会議のことについて質問をしてもいい。だから、県にもそういった対応ができる方に来ていただくという、そういった形の設定をしてもらいたいということなんです。

○**稲田委員長** どこまでの方を向こうが用意されるかは、ちょっとこちらではわかりませんが、その趣旨はもう伝えてありますね。

○**土光委員** 県のほうにね。

○**稲田委員長** はい。ほかございますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** 以上で、原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を閉会いたします。

**午前10時41分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員長 稲 田 清